

「一般国道2号西広島バイパス都心部延伸」の工事説明会におけるご意見・ご質問に対する回答

袋町・竹屋地区及び千田地区にお住まいの方を対象とした工事説明会（令和7年5月13日・14日）において頂いたご意見・ご質問とその回答を以下のとおり整理しました。

説明会当日にお答えできなかった内容についても、改めて整理し記載しています。
（質問の意図や回答を分かりやすくするため、実際の発言とは異なる部分があります。）

1 計画に関する内容

番号	意見・質問	回答
①	廿日市～舟入本町までは片側2車線だが、延伸部はなぜ片側1車線なのか。	延伸部の整備により、新たに3箇所の出口を設置することで、現在、舟入出口を利用している交通が新たな出口に適切に分散することになり、片側1車線でも円滑に通行できると想定しています。
②	高架橋により景観が非常に悪くなる。現在の中央分離帯にある樹木を残してほしい。また、低木だけでも、歩道に移植することはできないのか。	中央分離帯に樹木を残すことは道路の構造上困難です。木の大きさや状態により移植できないものもありますが、可能なものについては移植を行うよう考えています。 また、景観については、広島市の景観条例や景観計画に基づき、高架橋の色彩やデザインなどに配慮することとしています。
③	住民としては緑（街路樹）がなくなるのはさみしい。街路樹を撤去するとほこりが飛んでくる。個人として観葉植物やプランターを歩道に設置しても良いか。	個人の方が歩道にプランター等を設置するのは、道路管理の観点から難しいと考えています。
④	物価上昇等もあり事業費はどのくらいになるのか。B/Cが1.0を下回るのではないのか。	直近では、昨年（令和6年）度に事業再評価を実施しており、費用便益比（B/C）が1.0を上回る等、事業の継続が妥当であることを確認しています。 事業費については、現在調査設計中であるため、詳細な設計が完了した段階において、物価変動に伴う見直しを含めた精査を行います。
⑤	国道2号の交通量は20年前と比べて15%減っているため、以前は1.1であったB/Cが変わるのではないのか。また、算出根拠を示してほしい。	昨年（令和6年）度を実施した事業再評価において交通量が変動した際の費用便益比の感度分析を実施し、費用便益比が1.0を上回ることを確認しています。なお、国道2号の交通量及び費用便益比算定等に係る資料については、中国地方整備局のホームページにて公表しています。 （参考：中国地方整備局URL https://www.cgr.mlit.go.jp/public_info/koukyouhyouka/index.html ）

2 設計に関する内容

番号	意見・質問	回答
①	説明会資料では橋脚位置が不明である。橋脚の間隔はどのようにになっているのか。	構造・場所により一様の間隔とはなっており、路面電車の軌道を跨ぐような広い交差点や渡河部では100mを超えるような間隔ですが、狭いところでは30m程度の間隔で橋脚を設置します。
②	東千田公園から枯れ葉などが家の庭や玄関の前に飛んできて、毎日捨てないといけない。フェンスで落ち葉が飛んでこないようにしてほしい。	中央分離帯に遮音壁を設置することを予定しており、その遮音壁によって枯れ葉の飛散は減ると考えられます。
③	富士見町オフランプ箇所（保健所前交差点）には目の前に横断歩道があり、歩行者にとって危険に思える。	保健所前交差点では、併走する既存道路の信号とは別の信号でオフランプの交通を制御することを考えており、オフランプの車両用信号機が青であった場合は、歩行者は渡れない仕組みを考えています。また、オフランプ部に遮音壁を設置しますが、交差点付近は高さの低い物となり歩行者も見えるものと考えています。
④	国泰寺交差点について、南側から左折してオンランプに乗れるようにしたとのことだが、歩行者と接触の危険があるのではないのか。慎重に警察と協議するべきではないか。	令和5年度に実施した設計説明会において、住民の方から頂いたご意見を踏まえ、利便性を考慮して設計を再検討したものです。再検討の際には警察とも安全性について協議を行い見直したところですが、改めて警察に安全性について確認します。
⑤	国泰寺交差点で国道2号から右折はできるのか。	国道2号からの右折は現在もできない構造となっており、完成後も右折はできない構造となります。なお、市道から国道2号への右折は現在も可能となっており、高架道路完成後も右折可能な構造となっています。

3 工事に関する内容

番号	意見・質問	回答
①	杭の施工時の振動は付近の建物に亀裂等の影響はないか。	杭を施工する際は、細心の注意を払って進めますが、少なからず振動が発生するものと想定しています。基本的に建物に影響はないと思いますが、万が一、建物に影響があった際に対応できるよう、事前に家屋調査の意向確認を行い希望者には家屋調査を行っています。
②	工事中の騒音について、県条例(広島県生活環境の保全等に関する条例)が適用されるのか。	騒音規制法における特定建設作業に伴って発生する騒音を除き、「広島県生活環境の保全等に関する条例」が適用されます。
③	使用機械の音の最大dBは。	本工事では、説明資料に示したように低騒音になるよう配慮した建設機械を使用することとしており、そのうち「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された機械(例えばバックホウ)については、機種ごとに騒音基準値が定められており、基準値以下の音の大きさになります。機械ごとの基準値は以下の同規定の別表第一をご確認ください。 (参考・国土交通省URL https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_fr_000006.html)
④	機械それぞれの最大数値を教えてください。	ただし、これらの建設機械を使用して実際に発生する騒音は、作業の内容や発生源からの距離、防音対策の有無などによって騒音の測定値は異なります。 なお、先行して準備工事を行っている元安川以西での施工業者による計測(施工箇所付近)では60～70dBの音を観測しています。
⑤	発電機のエンジン音はどのくらいか。	④に記載の準備工事では施工業者による計測で、30～40dBの音を観測しています。
⑥	何時間も連続的に機械音がするの。夜中に70dBは大きい。	連続的ではなく、断続的に発生するものです。できる限り騒音を抑制するよう作業を行います。
⑦	国交省が低騒音機械として認定している機械は、100dBでも選定している。どうしたら60～70dBになるのか。計算式を教えてください。	低騒音機械として認定している建設機械の騒音基準値は機械ごとに異なり、中には基準値が100dBを超える機械もあります。 ただし、これらの建設機械を使用して実際に発生する騒音は、作業の内容や発生源からの距離、防音対策の有無などによって騒音の測定値は異なります。 なお、先行して準備工事を行っている元安川以西での施工業者による計測(施工箇所付近)で60～70dBの音を観測したものであり、計算式によるものではありません。

4 その他の内容

番号	意見・質問	回答
①	家屋調査の日程調整にいられているが、建物内の調査は立会を伴うため、手間がかかる。	調査にご協力いただきありがとうございます。内部調査では立会をお願いしていますが、各ご家庭等の状況に応じて調査員を増やすなど、作業時間の短縮が図れるよう努めます。
②	工事の進行、工事の終了まで、どうか安全にすすめていただきたい。1991年3月の橋桁落下事故のような事故が起こらないようにお願いしたい。	安全に十分に留意して事業を進めます。
③	説明会に出席できない人もいるので、ホームページに議事録や質問に対する回答などを公表してほしい。	今回の工事説明会で頂いたご意見を踏まえ、ご意見・ご質問とその回答を整理し公表させていただくこととしました。